

令和5年4月6日

令和5年度第1回青森市農業委員会定例総会 議事録

青森市農業委員会

令和5年度第1回青森市農業委員会定例総会 議事録

1. 開会日時： 令和5年4月6日（木）午後2時
2. 開会場所： アップルパレス青森 3階 ねぶたの間
3. 閉会日時： 令和5年4月6日（木）午後3時10分
4. 議 案
 - 議案第1号 令和5年度の事業計画（案）について
 - 議案第2号 青森市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
 - 議案第3号 農業者年金の加入推進活動について
 - 議案第4号 全国農業新聞の普及拡大について
5. 報 告
 - 報告第1号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について
 - 報告第2号 令和4年度農業委員会活動実績について
 - 報告第3号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - 報告第4号 青森市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について
6. 委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 堤 武久	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

（以上19名）

（欠席者）なし

※ 11番 豊川 明子 委員は途中入場

7. 農地利用最適化推進委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1 番	千島 修	3 番	福士 博人	4 番	工藤 隆正
6 番	風晴 繁雄	7 番	山内 洋一	8 番	山田 五月
9 番	川村 忠則	1 1 番	小泉 作郎	1 3 番	石川 正光
1 4 番	奈良岡 和也	1 7 番	三上 紘史	1 8 番	出町 鉄昭
1 9 番	細川 隆雄				

(以上 1 3 名)

(欠席者)

2 番	澤田 秀一	5 番	木立 忠徳	1 0 番	佐藤 量一
1 2 番	斉藤 直美	1 5 番	野呂 正幸		

(以上 5 名)

8. 来 賓

青森市議会議長 奈良岡 隆
青森市農林水産部長 大久保 文人
一般社団法人青森県農業会議事務局長 飯田 敏夫

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長	小笠原 訓史	次長	工藤 哲也	分室長	佐藤 保
主幹	工藤 武	主幹	古田 正之	主査	後藤 吏央
主事	金谷 麻美	主事	奈良 真友子	主事	前田 泰仁

1 0. 議事の概要

○事務局次長

御案内の時間となりました。本日の進行役を務めさせていただきます、事務局の工藤でございます。よろしくお願いいたします。

席上にお配りしております資料については、事前に送付しておりました議案書の追加報告と一部差替になります。

追加報告については、個人情報保護に関する規程の廃止に関する報告となります。

差替資料については、追加報告がありましたので 2 ページの目次の差替のほか、1 7 ページから 2 0 ページまでの差替と、議案書一番後ろのホチキス留めした 2 枚ものの資料の差替となります。

それでは、令和5年度第1回青森市農業委員会定例総会の議案書1ページにあります「次第」に従いまして、進めてまいります。

まず、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、出席委員は在任委員19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、青森市農地利用最適化推進委員の方は、13名が出席しております。

最初に開会の言葉を、西澤 会長職務代理者からお願いいたします。

○職務代理者

ただ今から、「令和5年度第1回青森市農業委員会定例総会」を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局次長

次に『青森市農業委員会憲章』の唱和をいたします。お手元の議案書の最後のページを御覧ください。

前段を会長が読みますので、そのあとを皆さんで御唱和いただきたいと存じます。恐れ入りますが、皆様その場で御起立をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

○会長

私が前文を読みますので、委員の皆さんは後に続いて御唱和をお願いいたします。

《 青森市農業委員会憲章 唱和 》

(憲章唱和中に11番 豊川 明子 委員 入場)

○事務局次長

皆様、御着席をお願いいたします。会長ありがとうございました。

次に、青森市農業委員会 福士会長より御挨拶を申し上げます。

《 会長 挨拶 》

○事務局次長

ありがとうございました。

次に、次第に従い、御来賓の方々から御祝辞を賜りたいと存じます。

なお、青森市長の小野寺 晃彦 様におかれましては、ぎりぎりまで出席の意向で調

整しておりましたが、本日の出席がかないませんでした。

それでは、青森市議会議長の奈良岡 隆 様より、御祝辞を賜りたいと存じます。
奈良岡議長、よろしく願いいたします。

《 市議会議長 祝辞 》

○事務局次長

奈良岡議長、ありがとうございました。

次に、一般社団法人青森県農業会議会長の福士 修身 様の御祝辞を賜りたいと存じます。

よろしく願いいたします。

《 県農業会議会長 祝辞 》

○事務局次長

ありがとうございました。

本来であれば御臨席を賜りました皆様全てから、御挨拶をいただくところではございますが、時間の関係などもございますので、大変失礼とは存じますが、以降、御芳名のみでの御紹介とさせていただきます。

青森市農林水産部 部長の大久保 文人 様です。

一般社団法人青森県農業会議 事務局長の飯田 敏夫 様です。

ここで、奈良岡議長並びに大久保部長におかれましては、公務のため退席となりますことを、お許しいただきたいと存じます。

委員の皆様、拍手でお見送りください。

○事務局次長

それでは、会議に移りますが、議長につきましては『青森市農業委員会総会会議規則 第7条』の規定により会長が務めることとなりますので、福士会長、議長席へ移動をお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、総会会議規則第27条で、「総会中は、みだりに議席を退くことができず、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を得て退席することができる」こととなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、福士議長、議事の方をお願いいたします。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行にあたり皆様の御協力をお願い

します。また、会議で発言する際は、挙手の上、議長の許可を得てから、御起立いただき、議席番号を告げてから発言されるよう、御協力をお願いします。

最初に、議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○議長

異議なしと認め、議事録署名者は、12番 長野 英雄 委員と13番 中村 美喜雄 委員を指名します。両委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

それでは、議案の審議等に入ります。

議案第1号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

(事務局分室長 議案のみ朗読)

それでは議案第1号「令和5年度の事業計画(案)について」御説明いたします。
資料の4ページを御覧ください。

「令和5年度の主な事業計画」ですが、項目の1から12まで、順番に御説明いたします。

まず、1の『定例総会』につきましては、本日開催のほか、来年1月に開催の計2回を予定しております。

2の『月例総会』については、毎月10日前後に開催する予定で、①農地の権利関係等については毎月審議し、②関係機関に提出する要望事項の審議は6月を、③農作業標準労賃の策定は12月をそれぞれ予定しております。

なお、資料では令和5年度の標準労賃とありますが、正しくは令和6年度の標準労賃となります。資料の修正をお願いいたします。

3の『運営協議会』につきましては、定例総会の開催前などに運営協議会委員の皆様にお集まりいただき、定例総会に付議する案件等について審議を行います。また、

今年度は県外視察研修の開催を予定しておりますことから、この研修の開催等についても、審議いただく予定としております。

4の『農地利用最適化協議会』につきましては、農地利用の最適化に向けた取組に資するため、必要に応じて開催します。

5の『遊休農地対策』につきましては、主に農業委員と農地利用最適化推進委員に連携いただき「農地パトロール」を行い、遊休農地の調査・確認をお願いしたいと考えております。

6の『農地あっせん会議』と7の『和解仲介会議』につきましては、これまでと同様に、個別の事案に応じて随時開催する予定となっております。

8の『青森県農業会議関係』につきましては、表の①から③に記載しているとおりにとなっております。②ですが、令和5年度の青森県農業委員会大会は11月21日(火)に、青森市で開催される予定となっております。

9の『農業者等との意見交換会』につきましては、今年度「人・農地プラン」から改まった「地域計画」の取組の中で実施されるものと考えております。

10の『東青地区農業委員会連絡協議会関係』につきましては、青森市が事務局を担当しておりますが、令和5年度の東青地区農業委員会大会及び研修会は、8月23日(水)に平内町が幹事として開催する予定となっております。

11の『研修会等』につきましては、①各種制度等に関する研修会の開催を予定しているほか、④県外視察研修も予定しております。

12の『農業委員会活動』につきましては、農業委員、推進委員の皆様が、日常的に実施しております活動をもとに、特に「農業者年金への加入推進」と「全国農業新聞の普及推進」について、御尽力いただければと考えております。

また、『家族経営協定』の推進にも積極的に取り組む必要がありますので、情報提供などの御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長

御異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。
次に報告第1号について、事務局お願いします。

○事務局

(事務局分室長 報告文のみ朗読)

それでは報告第1号「青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について」御説明いたします。

報告第1号は、同規約第7条の「会議で協議した事項は、総会に報告するものとする。」という規定に基づき、農地利用最適化協議会で協議された事項について報告するものです。

本日は、農地利用最適化協議会会長から協議内容について御報告いただきます。

工藤会長、よろしく願いいたします。

○最適化協議会会長（工藤 隆志 委員）

令和5年3月10日開催の、令和5年度第3回青森市農業委員会農地利用最適化協議会において、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正案について協議したことを報告いたします。

○議長

ただいまの報告第1号に対し、御質問などはございますか。

○16番（野口 友子 委員）

年度の修正ですが、会議名称は令和5年度ではなく4年度ではないでしょうか。

○事務局

御指摘のとおり令和5年度ではなく令和4年度第3回になります。

訂正をお願いします。

○議長

他にございませんか。

○各委員

(質問等なし)

○議長

続きまして、議案第2号を議題とします。
事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

(事務局分室長 議案のみ朗読)

それでは議案第2号「青森市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」御説明いたします。

今回の改正については、令和5年4月1日施行の法律改正等を指針に反映させたものでありまして、昨年7月に見直しを行った本指針の目標等には影響はございません。

改正内容としては、4月からの農業経営強化促進法改正により、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に改まること、農業委員会等に関する法律の改正により、指針の中に目標の達成状況の評価の方法を定めることとなったことなどに伴う所要の改正となっており、先ほど申し上げた農業委員会農地利用最適化協議会での協議で異議なしとされたものです。

本案の説明は、別添として配付している「青森市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(改正案)」と、資料として、A4横版の指針の新旧対照表を添付しておりますが、新旧対照表で御説明します。

当該改正内容は新旧対照表の青書部分となっており、表は右が現行のもの、左側が改正後の記載となっております。

2ページ右側中段は、目標設定の考え方で引用していた「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」が変更になったことによる当該表記の削除を表し、同ページ左側下段は、指針に目標達成の評価の方法を追記する改正、3ページ中段より少し下の部分は、「人・農地プラン」の内容を「地域計画」に改めるものとなっております。

4ページ左上段と下段は、指針に目標達成の評価の方法を追記する改正、5ページ左側は、「人・農地プラン」から改まった「地域計画」に関する農業委員会の役割の追記という内容となっております。

説明は以上です。

○議長

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長

御異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

続けて、議案第3号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

(事務局分室長 議案のみ朗読)

それでは議案第3号「農業者年金の加入推進活動について」御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

まず、趣旨についてですが、農業者年金については、農業者に広く周知し、一人でも多くの新規加入者を確保することが課題となっております。

国から示された「第5期中期目標」では、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時までには、20歳から39歳以下の若い新規加入者を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保することを目標に取り組むよう示されており、農業者年金基金では、業務受託機関等と連携して新たなスローガンを、「若い農業者・女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」とし、令和5年度の新規加入目標3,000人のうち、20歳から39歳の加入目標を1,700人、女性農業者の加入目標を1,000人の確保に取り組むこととしております。

なお、2の令和5年度新規加入目標数については、空欄となっておりますが、現在、農業者年金基金及び青森県農業会議において4月中以降に策定の見込みで、その後、市町村へ示される予定となっております。

次に、昨年度の取組内容については、3番に記載のとおり計4点となります。

取組の結果については、資料9ページの上から3行目の(2)に記載のとおり、令和5年3月20日現在の市内の被保険者数は57名で、そのうち新規加入者数は、(1)に記載のとおり目標数7名でしたが、実績は青森・浪岡地区ともに0名、また、加入勸奨中の者は、合計15名で青森地区6名、浪岡地区9名となっております。

続いて、5番ですが、「加入推進活動の課題」として、(1)制度の周知と普及
(2)農家を取り巻く現状(3)実施体制の3点、計10項目を記載しております。

以上を踏まえ、6番「令和5年度加入推進強化の取組み」ですが、1点目として、広報媒体を活用すると共に、各種会合等の機会を利用して普及活動を実施し、2点目

として、「加入推進名簿」を作成し、3点目として、各農業委員・農地利用最適化推進委員が、年間1人以上の新規加入者の確保を目標に、農協や事務局と一体となって、戸別訪問を実施すると共に、加入推進部長・農協担当者・事務局等を含めた加入推進対策会議を開催し、新規加入者確保に向けて、粘り強く活動していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長

御異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

続けて、議案第4号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

○事務局

(事務局分室長 議案のみ朗読)

それでは議案第4号「全国農業新聞の普及拡大について」御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

まず、1の趣旨にありますとおり、「農地利用の最適化」を進めるに当たり、情報提供活動は必要不可欠であり、その中核となる「全国農業新聞」の普及推進はますます重要なものとなっております。

そのような中、2番「全国農業新聞の普及目標部数」及び、3番「全国農業新聞の購読部数の現状」に示したとおり、普及目標の78部に対して、令和5年3月1日現在で66部と、普及目標を12部下回っている状況となっております。

このことから、4番に「重点普及対象」として、認定農業者や新規就農者など10の対象者を挙げておりますが、これを念頭に、13ページの5番「農業委員会による

普及拡大運動の取組み」を進めようとするものであります。

なお、新規普及部数を3部以上獲得した農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、青森県農業委員会大会で『普及拡大特別賞』が授与されることとなっております。

当委員会におけるこれまでの普及拡大特別賞の実績ですが、令和3年度は2名、令和4年度は2名の方が受賞しております。令和5年度も「全国農業新聞」の普及拡大のため、農業委員並びに推進委員の皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○各委員

(質問等なし)

○議長

それでは、お諮りいたします。本案については、御異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長

異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

次に報告第2号について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

(事務局分室長 報告文のみ朗読)

それでは報告第2号「令和4年度農業委員会活動実績について」御説明いたします。

議案書の15ページを御覧いただきたいのですが、始めに資料の訂正をお願いいたします。一番上に大きな文字で「令和4年度 農業委員会 活動の概要」とありますが、その下の行の令和4年3月という所が、正しくは令和5年3月へ訂正となります。

また、22ページをお開きいただいて、2行目の「4 令和4年度第12回月例総会」のあと、令和4年は令和5年に訂正となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、内容についてですが、まず、15ページからが「1 定例総会」の概要について、議案と審議結果を議事録に基づき記載しております。

また、17ページから、「2 月例総会」となりますが、こちらは、議案書送付時点

では3月の実績が出ていなかったため、本日席上に差替を配付いたしましたのでそちらの資料を御覧いただけますでしょうか。始めに農地法に基づく事務等に関する年間の各法令別の処理状況を記載しており、19ページ及び20ページには、月別の処理状況を表で記載しております。

続いて21ページには、農業振興関係事務や非農地判断に関する月例総会での審議概要、22ページには「3 運営協議会」の協議案件、「4 農地パトロール説明会」開催状況、24ページには、「5 農地利用最適化協議会」の開催内容と、「6 農地利用最適化ブロック部会」、25ページには、「7 人・農地プランに関する取組」に関する令和4年度の状況と、「8 家族経営協定調印」の実績を記載しております。

最後の「9 その他、関係する主な会議や研修などのへの出席・参加」では、会長・職務代理者・各委員が出席などした会議・研修などを一覧にまとめております。

事務局からの説明は以上です。

○議長

ただいま報告第2号についての報告がありました。御質問などはございませんか。

○16番（野口 友子 委員）

15ページのアップルパレス青森3回の回はフロアの階じゃないでしょうか。

○事務局

15ページの太字のところ、第1回定例総会のあとの令和4年4月6日アップルパレス青森3回、こちら確かに階の漢字が間違っておりますので訂正をお願いします。

○議長

他にございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長

次に報告第3号について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

（事務局分室長 報告文のみ朗読）

それでは報告第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」御説明させて

いただきます。

こちらは、先日、本総会の資料と共に皆様に送付し、御意見を募集していたもので、農業委員会の最適化活動に係る目標等を設定するものとなっております。

この「目標の設定等」に関する今年度の流れは、総会で決定後、農業委員会ネットワーク機構の確認を受けた上で、インターネット等で公表するとともに、県知事へ報告、知事は、東北農政局長を経由し、農林水産省経営局長に報告する、という流れとなっております。

それでは、1 ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」についてですが、こちらは令和5年4月1日現在の内容のほか、様式内の各項目に※で指定している統計等の内容を転記したものです。

今回、差替えて訂正したのは、左上の表「農業委員数」の実数欄で、認定農業者の欄が12から11、40代以下の欄が2から1へ訂正させていただいたものとなります。

次に、2 ページ目「Ⅱ 最適化活動の目標」についてですが、こちらも各項目に※で表記されている内容のとおり記載したものとなります。「1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題」部分の集積面積は、市の農林水産部で集計している面積等となります。

続いて、「②目標」についてですが、国の通知により、農業委員会がこれまでに策定した集積率が80パーセント以上でない場合や、県の目標に即した目標設定の考え方が示されていない場合は、県が定めた目標を目標として設定することとなっており、青森市農業委員会の場合は、県が定めた目標を設定することとなっているため、集積率については県と同じ90%を最終的に目指すこととなります。

続いて、「(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題」の面積は、令和4年度のパトロール結果を記載しています。課題については様々ありますが、代表的と考えられるものを記載しました。

次の「②目標」については、令和4年度の調査結果を基に、※に記載されている国の通知に基づくルールや、県農業会議の助言などを基に、今後の予定等を示したものです。

なお、「イ新規発生遊休農地の解消」の部分につきましては、上記アの面積と一部重複するものとなっておりますが、この部分は、県農業会議から重複していても記入すべきと助言ありましたので記載しております。

続く、3 ページ目ですが、「(3) 新規参入の促進」につきましては、各項目の※に記載されている国の通知に基づいたルールどおりに作成したものとなっております。

②の目標では、新規参入の促進における目標面積を掲げることとなっておりますが、実際の権利移動面積ではなく、「新規参入者への貸付等について農地所有者が同意した農地の面積」に基づいて設定するものとされています。

続いて、「2 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」についてですが、具体的な一人当たりの活動日数を目標と掲げることになりますが、最適化活動に対して交付される国の交付金の基準では、月当たりの活動日数は農業委員会で設定した目標に関わらず月あたり10日とすることが示されているため、10日と設定したものです。

「(2)活動強化月間の設定目標」については、現在6月から農地パトロールを行っている実績があり、例年、事後調査や事後処理、その他事務局の業務などを含めると8月頃までパトロール業務を行っているため、このような記載としました。

「(3)新規参入相談会への参加目標」については、国が想定する相談会のようなものは現在青森市で行われていないとのことで、それについての県農業会議の助言等を参考にこのような記載となったものです。

なお、ただいま御説明いたしました、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、今後の県農業会議の確認作業や県によるチェック等により内容を変更して国に提出する可能性も考えられます。

このことから、微調整が発生した場合は、会長に御相談し、そのうえで事務局において修正して提出することを予め御了承いただきたいと存じます。なお、大勢に影響する修正の場合等、必要に応じて適時報告をさせていただきたいと存じます。

報告は以上です。

○議長

ただいまの報告第3号について、御質問などはございませんか。

○各委員

(質問等なし)

○議長

次に報告第4号について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

(事務局分室長 報告文のみ朗読)

それでは報告第4号「青森市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について」御説明いたします。

本日追加で配付いたしました資料を御覧ください。

青森市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正法が地方公共団体に直接適用されることになったため、施行期日を令和5年4月1日として、廃止したものです。

事務局からの説明は以上です。

○議長

ただいま報告第4号についての報告がありましたが、御質問などはございませんか。

○4番（工藤 隆正 推進委員）

個人情報の説明についてもう少し詳しく教えてください。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

個人情報の保護に関する法律が改正となり、令和3年5月19日に公布となっておりますが、これが今年の4月1日から適用になるため、市で制定している「個人情報の保護に関する条例」がそれに伴って廃止になりました。

農業委員会についても市の条例にならって、「青森市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定」というものを定めておりましたが、市の条例が廃止になったためにこちらも廃止になったものです。

よろしいでしょうか。

○4番（工藤 隆正 推進委員）

直接の影響はないということでよろしいでしょうか。

○事務局次長

影響はございません。

いままで国から条例で定めなさいとされていたものが、国の法律で地方自治体の全てがカバーされることになり、そのために条例などが不要になったというだけでございます。変化はございません。

いままでどおり情報保護をしっかりとってくださいというものでございます。

以上です。

○議長

他にございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長

無いようですので、以上で、本日予定した案件と報告を終了いたします。
次に、その他に入ります。事務局から、何かございませんか。

○事務局次長

令和5年4月1日付の人事異動に伴いまして、事務局の新しい職員の紹介をさせていただきます。

○事務局長

私から事務局の新しい職員を紹介させていただきます。

事務局主幹の古田 正之でございます。

事務局主査の後藤 吏央でございます。

事務局主事の金谷 麻美でございます。

同じく主事の奈良 真友子でございます。

同じく主事の前田 泰仁でございます。

また、本日ここにはおりませんが、

この他、会計年度職員として貝森 孝頼、笹 理佳子、高橋 美貴が配属となっております。

これをもちまして、転入者等の紹介を終わります。

○議長

委員の皆さんから、何かございませんか。

無いようですので、以上で会議を終了いたします。

委員の皆様には、スムーズな議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

○事務局次長

それでは、閉会の言葉を西澤職務代理者からお願いします。

○職務代理者

これをもちまして、令和5年度第1回青森市農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 閉 会 》

以上、農業委員会等に関する法律第33条の規定により議事録を作成し、青森市農業委員会総会会議規則第29条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議長（会長） _____

12番 _____

13番 _____